



#### (資料1「最終報告(たたき台)修正案」第1条(目的)の説明)

- ・ 条文について、全体会で以前、目的の「豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくる」について議論があり、「市民が幸せを実感し、」を追記し、また、全体的に「地域及び社会をつくる」を「まちをつくる」と修正してみた。全体に関係するので議論いただきたい。これ以降、「まち」には網掛けをしている。
- ・ 条文にあわせて【考え方・解説】も修正している。
- ・ 原案の【考え方・解説】の3つ目の「○」について、「地域」の表現がなくなったので削除した。

#### (資料1「最終報告(たたき台)修正案」第2条(定義)の説明)

- ・ 第4号の「市」の定義に関する【考え方・解説】で、「職員」について議会や行政委員会にも職員が置かれることを追記した。
- ・ 第5号の「まちづくり」の定義に関する条文で、原案の「市民及び市が行う」について、各条項で「まちづくり」を定義に置き換えるとこの部分が繰り返しになることから削除した。
- ・ 第7号「市民自治」の定義に関する条文で、全体会の議論のとおり「市も市民とともに…」に修正するとともに、「市民自治」の定義を第3条や第6条に置き換えると文章が繰り返しになることから、「市民自治」を手段ではなく状態として捉え、「…という自治の姿」と修正してみた。
- ・ 第7号の【考え方・解説】で、原案では「市民自治」とは市民自ら治めること…とあったが市民だけが主体ではないのでここは削る、また、「協治」についても分かりづらいのでこれも削る、というように全体会で議論されたので削除した。
- ・ 第9号の「協働」の定義に関して、さいたま市市民活動及び協働の推進条例の定義を参考にしているため「地域又は社会における…課題」となっているが、「地域又は社会」が分かりづらいという意見があった。以前「まちづくりの課題」としてはどうか、という意見があったが、これについては全体的に網掛けにしているので議論いただきたい。
- ・ 第2号及び第3号の「市民」「区民」の定義に関して、「住民」が中心であることを明記するべきではないか、という意見が以前あったが、これについても検討課題と考える。

#### (資料1「最終報告(たたき台)修正案」第3条(自治の基本理念)の説明)

- ・ 条文について、原案の第1号を本文の「次に掲げること」に置き換え、「市民自治」をその定義に置き換えると、「市民及び市は、市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすることを自治の基本理念として、市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことの確立を目指す…」と繰り返しになるため、条例の書き方としては疑問もあるが、修正案のとおり端的に修正した。

#### (資料1「最終報告(たたき台)修正案」第5条(市民の権利)の説明)

- ・ 条文で「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利」は、第1項に書くべきか第2項かという議論が全体会でなされ、原案の第2項各号と並列で書くことになったため、そのように修正した。
- ・ 【考え方・解説】の最後の「○」で、全体会の議論に基づき、市の制度や手続の充実について追記した。

#### (資料1「最終報告(たたき台)修正案」第6条(市民の責務)の説明)

- ・ 原案の第2項第2号「互いの発言及び行動を認め合う…」について、全体会の議論のとおり「互いを尊重し合う…」に修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第7条(事業者の責務)の説明)

- ・ 【考え方・解説】で、全体会の議論に基づき、「特に事業者のみが負うべき責務」を「市民のうち、特に事業者が負うべき責務」に修正した。
- ・ 同様に、【考え方・解説】1つ目の「○」で、「利潤の追求」は削除し、「事業活動」とは主に経済活動を意味する旨を追記した。また、2つ目の「○」の最後の1文を削除した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第8条(市民自治の担い手としての人づくり)の説明)

- ・ 【考え方・解説】の1つ目の「○」で、環境づくりも「支援」に含まれることを明確にするよう修正した。
- ・ 【考え方・解説】の2つ目の「○」で、最終報告たたき台作成チームにおいて「人づくり」は学校教育も重要との意見があり、修正案のとおり修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第9条(議会の役割及び責務)の説明)

- ・ 第2項本文で、「市民の議会及び市政に対する関心…を高め」とあったが、全体会で「議会に対する関心」と明確にした方がよいとの議論があり、「市政に対する関心」は削除した。
- ・ 第2項第3号で、「促進」は「推進」に統一するとの全体会の議論に基づき、修正した。
- ・ 【考え方・解説】の最後で、「市民参加による政策の監視・評価の実施」とあったが、その前の「市民との意見交換会の開催」もそのための手法とも考えられるので「など」でまとめた。「など」については、例えば議会による事業仕分けが考えられる。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第10条(議員の責務)の説明)

- ・ 第1項で、「議員は、議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければなりません」とあり、全体会では、「果たさなければなりません」とした方がよいとなったが、議会の役割等を果たすのは組織としての議会であって、議員一人ひとりはそのために行動する、という考え方から、「果たすため、…職務を行わなければなりません」に修正した。
- ・ また、全体会で「市民全体の利益を考え」を第2項から第1項に移動することとなり、文中の置き場所について3案示すことになったので、そのとおりとした。最終報告たたき台作成チームでは、修正案2がよいという意見であった。
- ・ 「市民全体の利益を勘案し」がどのようなものか考えることになり、内田委員の提案を後日いただき、それを若干修正して第1項の【考え方・解説】の2つ目の「○」のとおり追記した。
- ・ 【考え方・解説】の最後の「○」は、全体会の議論に基づき修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第11条(市長その他の執行機関の役割及び責務)の説明)

- ・ 全体会での議論のとおり「市民自治の確立」については第1項から第2項に、「法令等の遵守」については第2項から第1項に移動した。
- ・ 同様に、第2項第1号から第3号の順序について、情報共有を最初に移動した。
- ・ 第3項について、「健全財政を確保」より「財政の健全性の確保」の方が表現としては適切と考え、修正した。

- ・ 第2項第5号の【考え方・解説】で、「総合的な取組」は市長の役割であるとする意見と、そうではないとの意見があり、全体会での議論のとおり「市長をはじめとする執行機関は」と修正した。
- ・ 第3項第2号の【考え方・解説】で、財政の健全性の確保は重要であることをより明確にしたいとの意見があったこと等から修正案のとおり修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第12条(職員の責務)の説明)

- ・ 【考え方・解説】の冒頭部分で、全体会での議論に基づき、職員について説明を追記した。
- ・ 第2項第2号の【考え方・解説】で、「最良の解決策」とあったが、すべて行政で解決できる課題ではないので「解決のための最良の方策」と修正した。これに関して「協働」が関連することを書くといった議論が全体会であったが、「協働」だけでなく「市民参加」も手法として考えられることから、2つ目の「・」を追記した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第14条(情報公開の総合的な推進)の説明)

- ・ 全体会で、重要な情報の公表について明記すべきという市民意見について議論がなされ、公表については自治基本条例で明記し、具体的なことは情報公開条例で定めるというように規定することとなったが、公表については情報公開条例だけでなく、他の条例で規定されることもあることから、修正案のとおり考えた。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第15条(個人情報の保護)の説明)

- ・ 全体会での議論に基づき、必要な場合における個人情報の外部提供について、第2項を追記した。
- ・ ここは、より詳細に書かないとはじめて見る人に誤解を生じるおそれもあると考え、詳細に記述することが必要と考えた。以前、福島委員長から提供を受けた市民の守秘義務等についても記述が必要ではないかという意見をいただいている。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第16条(市民参加の推進)の説明)

- ・ 全体会での議論に基づき、「市民は」を主語とする形で書き始める修正案を作成した。見出しは「市政への市民の参加」としている。原案第1項の内容は修正案では第2項に含まれるとして削っている。
- ・ 【考え方・解説】で市民参加の手段の例示をしていたが、より気軽に参加できる手段として、電話、手紙による意見、提案を例示として追記した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第17条(協働の推進)の説明)

- ・ 「地域又は社会」が分かりづらいのではないかという意見もあり、検討課題と考える。
- ・ 【考え方・解説】第2項で、「協議を十分に行った上で」という内容が必要という意見が全体会であったので、追記している。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第18条(市民の意見への応答義務)の説明)

- ・ 全体会での議論に基づき、原案の【考え方・解説】冒頭の「○」について、文末を削って最後に移動した。また、ここには市民だけでなく議会や執行機関についても記述が必要と考え、修正も加えている。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第19条(住民投票)の説明)

- ・ 住民投票について「常設型」か「非常設型」を明記しないことについて法制課に問い合わせたところ、技術的には可能とのことである。しかし、根本的な部分を決められずに条文とすることが適切かどうか。ただし、茅ヶ崎市の自治基本条例は常設・非常設を決めない形にし

ている。第1項で「案件ごとに」については削除してみたが、【考え方・解説】については、修正していないので、結論によっては修正が必要である。

- ・ 市長や議会が住民投票の実施を決めるのではなく、住民の意向を踏まえて実施すべきという意見が全体会であったので、追記している。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第20条(総合振興計画)の説明)

- ・ 第3項に修正を加えている。実施状況を確認し、公表を義務付けているが、「分かりやすく公表」は受け手の主観的なものであり、他の条項と同様に努力義務で規定している。
- ・ 第4項は、全体会での議論に基づき、「社会の変化への対応」が全体にかかるように文章整理をしている。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第21条(健全な財政運営)の説明)

- ・ 【考え方・解説】で、第11条の修正と同様に「健全財政」を「財政の健全性」に修正している。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第22条(市の取組の評価)の説明)

- ・ 第1項の「市政運営の透明性を確保し、」については、全体会での議論のとおり内容が重複しているので削っている。
- ・ 第1項の【考え方・解説】の「改善(充実、縮小、廃止)」についても、全体会での意見を踏まえ、「改善(拡大、縮小、廃止、実施方法の変更)」と修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第23条(監査の実施等)の説明)

- ・ 全体会での意見を踏まえ、【考え方・解説】の第1項3つ目の「○」について、条文との関連性がわかるように補足している。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第24条(法務)の説明)

- ・ 第1項について、全体会での議論に基づき、課題の解決だけでなく、よりプラスの意味合いを含むように修正している。
- ・ 「自らの責任において」の位置については全体会でも意見があったところなので、原案と比べて見てほしい。
- ・ 原案の【考え方・解説】2つ目の「○」に書かれている市民への説明について規定するため、第2項を追加した。
- ・ 【考え方・解説】の1つ目の「○」にある「自由度」は、全体会で意見があったとおり削除した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第25条(危機管理)の説明)

- ・ 全体会で、自助・共助・公序助の順序にはこだわらず、市も市民も協力して取り組んでいく趣旨を書くといった議論があり、【考え方・解説】の第1項の最後の「○」を追記した。
- ・ 第2項第2号の【考え方・解説】では、情報提供に関して他の条項と同じように「分かりやすく」を追記した。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第26条(組織の整備等)の説明)

- ・ 【考え方・解説】の第1項第1号について、組織横断的な体制が重要との全体会での議論を踏まえ、補足している。
- ・ 「組織風土」の【考え方・解説】については、文章整理を行った。

(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第27条(地域のまちづくり)の説明)

- ・ 第2項で、全体会での議論のとおり、自主性だけではなく「それぞれの特性を生かして」を追加している。
- ・ 【考え方・解説】の第1項で、全体会での議論のとおり自治会等への加入について追記した。  
(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第28条(区役所の役割)の説明)
- ・ 全体会の議論のとおり、区長同様、区役所の役割にも「中長期的な視点に立って」を第1項に追記した。
- ・ 第2項で、「市民自治を確立するため」と書くことにより目的が限定されるという意見があったので、削っている。
- ・ 第3項で、全体会での議論のとおり「区役所の自主性」について追記した。
- ・ 【考え方・解説】の第1項2つ目の「○」で、「中長期的な視点」に関して補足している。  
(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第29条(区長の責務)の説明)
- ・ 「中長期的～」については区役所の条項とあわせ、「中長期的な視点に立って」で統一した。
- ・ 【考え方・解説】では、第1項2つ目の「○」で、全体会での議論のとおり人事異動の引き継ぎについては削り、条文にあわせて「中長期的な視点」について説明している。
- ・ 【考え方・解説】の第1項3つ目の「○」で、全体会での議論のとおり、特別区ではないことを明確にするために「区長の任命」を追記し、「区長の安定的な」は削除した。  
(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第30条(区民会議)の説明)
- ・ 全体会で区民会議の設置主体を書いた方がよいということになったので、関係課とも話したが、現状、区民会議委員を委嘱しているのは区長であり、その権限は市長から委任されているという考え方で、書くとすれば「区長」が適切ではないか。「市は」とすることも考えられる。主語の追加にあわせて文章を整理している。
- ・ 第3項の【考え方・解説】で、「情報提供」を明記するべきと言う議論があったので追記した。  
(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第31条(国、埼玉県等との関係)の説明)
- ・ 【考え方・解説】第1項1つ目の「○」にある「自由度」は削った。
- ・ 【考え方・解説】第3項2つ目の「○」は、全体会での議論を踏まえ、文章整理を行った。  
(資料1「最終報告(たたき台)修正案」第33条(実効性の確保)の説明)
- ・ 書く内容を充実させ、条を分けた方がよいという意見があり、中津原副委員長に案を提出していただき、少し文章整理を行ったものを修正案として記載している。
- ・ 修正案の第33条の「市は、この条例の内容の具体的実現のために、必要な条例の制定及び改正その他必要な精度及び仕組みの整備を行わなければなりません」及び第34条第2項第3号「市民自治の推進のために必要な施策の検討」は原案にはなかった内容である。
- ・ 【考え方・解説】は条文をどのように修正するかにより変わるので基本的に修正は加えていない。
- ・ 【考え方・解説】の第2項で、基本条例として度々の改正があることを前提とすることに対する反対意見があったので、少し内容を補足した。「見直し」についても、必ずしも内容を変えるのではなく、確認した上で必要に応じて改正することを明記した。
- ・ 資料1についての説明は以上であるが、事務局では現時点での主な論点について次のとおりと考えている。

- ・ 「地域及び（又は）社会」の表現について、「さいたま市」とする意見もあったが、「市」と混同するので、「まちづくり」で使われる全体的に「まち」と修正してみた。また、市民活動及び協働の推進条例の「協働」の定義から「地域又は社会の課題」を使っているが、この点については議論もあり、「まちづくりの課題」としてはどうかという意見もあったが、そぐわない部分もあるように感じる。これらは全体にかかる検討課題として、資料1には網掛けをしている。「豊かで暮らしやすい」に関しても全体会で意見があり、課題と考えている。
- ・ 「市民自治の確立」の目的等に関して、三宅委員から頂いた意見では、市民自治の定義を置き換えてみると重複するという事であった。順序としては、①「市民が主体的にまちづくりに取り組む」「議会及び市長その他の執行機関は、市民のための市政を行う」、そして、②「市民自治を確立する」、そうすることにより、③「豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくる」となる。②の「市民自治」を第2条の定義と置き換えると、①と②が繰り返されてしまう。資料1では市民自治を手段ではなく状態として整理し、修正している。より大きな流れで考えると、この条例でそれぞれの主体の役割・責務等を定めることにより、①→②→③とつながっていく流れになるのではないか。
- ・ 主語について、「市は」としている部分を明記するべきという意見がある。
- ・ 住民投票については、「常設型」と「非常設型」を明記するかが論点となる。
- ・ 「実行性の確保」については原案通り1条で書くか、修正案のように3条に分けるかが論点である。
- ・ その他、議員の責務や市民参加の推進のところで対案があり、また、個人情報等の外部提供の際の守秘義務や適正な管理についても論点と考えている。

#### ○福島委員長

- ・ 本日の予定は、今後の論点の抽出の他に議論したい点が2つある。1点目は、参考資料2の自治会連合会から出されている要望書についてで、意見をいただきたい。2点目は、今後の進め方についての意見をいただきたい。スケジュールが大幅に修正になった。当初8月までだったが、延びることになった。今日は今後のスケジュールを組むために、事務局が整理した論点の他に論点があれば提案していただき、それらを参考にしながらスケジュールを組みたい。今日は個別具体的な審議には踏み込めないかもしれないが、論点を出してほしい。
- ・ 中津原副委員長からすでに案をいただいているので次回までの宿題とし、次回から論点を議論していき、精度を高めていきたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 10月のスケジュールは決められるのか。

#### ○事務局

- ・ 後ほど決めたい。

#### ○福島委員長

- ・ 何か論点はあるか。

#### ○高橋委員

- ・ 第3条第3項、第31条で「国及び埼玉県」と書くことにより、「国→県→市町村」という縦の関係の発想から抜け切れていないと指摘される可能性がある。埼玉県との関係は実質的

に重要なことはわかるが、埼玉県だけの特出しせず「その他の自治体」の一つとして、「国及びその他の自治体」とした方がよいのではないかと。論点として検討してほしい。

#### ○福島委員長

- ・ 埼玉県を特出しするのではなく、「その他の自治体」の一つとするという意見である。その他に何かあるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 以前から議論してきた主語について、各条文の主語を抜き出したところ、全15種類の主語があり合計77回使われていた。そのうち、最も多く使われていたのが「市は」で、約半数であった。自治基本条例は、議会と行政を指す「市」を規制するものが比重として大きいことを実感した。
- ・ 「市民は」とされているのが9回、「事業活動を行う団体」や「区民会議」等を含めると、市民関係が計13回であった。
- ・ 職員は「職員の責務」で2回使われているだけである。個人的には地方自治法上権限を持つ主体のみに規制がかかっており、職員に規制がかからないことについては不満がある。市民としては職員がパートナーとなる。
- ・ 主語を直せる可能性があるものについては検討したい。
- ・ 定義について、「市民」は住民が中心であるという意見が多くあったので、そのようなニュアンスを入れた方がよい。区民も同様である。
- ・ 「市」について、一般的な受け取り方は3パターン考えられる。もともとは「行政」や「市役所」を指していた。次に行政に議会を含められるパターンもある。ある議員はそのように捉えようとしているという意見であった。議会が行政のチェック機能を担うだけでなく、行政と共に市政を担う主体と捉えるようになってきているようだ。そこに市民も含めて「市」とする考え方もある。これは市民活動をしている団体はそのように捉えたいと思っているようだ。市役所→議会→市民と、民主主義の進化によって「市」が捉えられるようになってきている。今回は中庸の段階として、市役所と議会を含めてもよいのかもしれないと感じた。ただし、定義の部分で、「市」には市民を含まず、市民にかわって市政を担う法人としての機構・機関であることを明記した方がよい。現状の書き方は地方自治法上正しいかもしれないが、「地方公共団体」という書き方がわかりづらい。市民の代行機関という考え方を明記した方がよいと感じたので、修正案として「議会、市長その他の執行機関及び職員からなる、市民に代わってまちづくりに関する議事、執行を行う機関」を提案している。
- ・ 「市民自治」の定義について、「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市は市民のための市政を行うとともに、市民と市がともに進める自治の姿」として、①「市民が主体的にまちづくりを行う」、②「市は市民のための市政を行う」、③「市民と市がともに進める」という3段階で書いた方がよいと考える。

#### ○福島委員長

- ・ 定義と主語についての論点を出していただいた。他に論点が今後出てくるかもしれないが、今出された論点を中心に今後は進めていきたい。

### 3 その他

#### ○福島委員長



- ・ さいたま市自治基本条例検討委員会委員長宛てに、さいたま市自治会連合会会長から要望書が出ている。

#### ○事務局

- ・ まず参考資料1で市民意見が3件あったので説明したい。  
(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)
- ・ 1つ目は男女共同参画に関する意見で、2つ目と3つ目は主に外国人参政権反対に関するもので、自治基本条例への反対意見である。

#### ○福島委員長

- ・ これらの意見も参考にしながら議論をする際には意見をいただきたい。
- ・ 続いて参考資料2について説明をお願いしたい。

#### ○事務局

(参考資料2 最終報告書に対する要望書(さいたま市自治会連合会))

- ・ 伊藤委員が所属する自治会連合会から要望書が出されている。最終報告に附帯意見として盛り込んでほしいという趣旨のようだ。

#### ○福島委員長

- ・ 最終報告書への要望書として、あくまで中間報告の内容について自治会連合会から要望をいただいているので、すでに検討している点も含まれている。また、市に対する要望書の意味合いも含まれている。この要望書について何か意見はあるか。また、要望書に質問があれば、検討委員会として自治会連合会に質問書を提出することも考えたい。

#### ○堀越委員

- ・ 通常であれば、中間報告書に対して提出された要望を反映させて最終報告書を作成することになる。最終報告をまとめるにあたって「附帯意見として盛り込む」とはどのようなことか。要望について議論をするのか、そのまま盛り込むということか。

#### ○福島委員長

- ・ 最終報告書をまとめ、かつ、要望書を附帯させるのか、最終報告書に盛り込むのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 盛り込める点もあるが盛り込めない点もありそうである。例えば、条例の運用については条例の内容を把握していない。
- ・ 最終報告書としては条例案本文、【考え方・解説】だけではなく、検討の経緯や市民からの意見等も載せることになると考えられるので、その中に記録として載せることにはなる。それが附帯意見となるのか。同時に、最終報告に内容として盛り込めることは盛り込みたい。最終報告を作成するにあたって、内容に関係なく附帯させればよいという意見ではないと推察する。

#### ○染谷委員

- ・ 自治会連合会の方々が自治基本条例に関する意見をまとめて要望書を出しているので、単に最終報告書に意見を載せるだけでは意味が無い。出されている意見については、これまで議論してきた内容でもある。
- ・ 自治会連合会から要望書を正式に出されているので、それに正式に回答しなくてはならない。

#### ○内田委員

- ・ 伊藤委員は「自治基本条例そのものに反対である」という意見であったが、要望書は自治基本条例に対する反対意見ではない。

**○中津原副委員長**

- ・ 伊藤委員の意見は変わっていないかもしれないが、要望書は自治会連合会としての意見である。

**○内田委員**

- ・ 一つ一つ議論していけばよい。

**○中津原副委員長**

- ・ それは今後議論していく際に検討したい。

**○福島委員長**

- ・ どの点について検討するかはピックアップしていき、議論したい。

**○堀越委員**

- ・ 議論すべきことは、地域コミュニティについてである。この点は検討委員会だけで決着できる内容ではない。例えば、福祉の分野でも、小学校区や中学校区、地区社会協議会の区域が重なっておらず、問題になっている。踏み込んで回答できない部分もある。

**○染谷委員**

- ・ お答えできる範囲で回答する。

**○中津原副委員長**

- ・ 中間報告では地域コミュニティの区域について記載していたが、最終報告書の案ではその点については書いていない。

**○富沢委員**

- ・ 自治会は市民自治の実現のためにはとても重要な主体である。文章で返答するだけでなく、自治会とよりよい関係を築けるような回答をした方がよい。

**○福島委員長**

- ・ 文章を読む限りでは自治基本条例の制定に対し協力的な要望書とも読める。友好的な関係を築くことが市民自治を実現するためには重要である。

**○富沢委員**

- ・ よいきっかけである。

**○染谷委員**

- ・ そのようなことを前提として検討してきた。

**○中津原副委員長**

- ・ 委員会としても自治会は重要であるという意見でスタートしている。

**○福島委員長**

- ・ 要望書に関してまだ意見があれば次回いただきたい。内容に関し、必要な部分を検討していきたい。「附帯意見として盛り込むこと」については念のため確認してほしい。

**○事務局**

- ・ 検討委員会で検討すべきということか、附帯意見として盛り込むことを行政に求めているのか、その両方か、ということを確認したい。

**○福島委員長**

- ・ 要望書に関しては以上である。

- ・ 今後のスケジュールに関して、今挙げられた論点を検討していくことになる。期限は延期となっている。

#### ○事務局

- ・ 当初は8月末最終報告取りまとめとしていたが、検討やそのプロセスをしっかり行うことを大切にしてほしいと市長からもあったので、明確な期限は考えなくてもよいことになった。ただ、委員にはすでに1年半と長期にわたりお願いしているの、あまり長々とお願いするわけにはいかない。
- ・ 今後精度を高め、前文や最終報告書の形式を考えるのであれば、少なくとも5～6回は必要と考えている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 期限よりは回数の問題である。取り組まなければならないタスク数をこなすために、どれだけ委員が集まれるかによる。各回の作業項目や検討テーマを整理し、委員会の日程調整を行う。

#### ○福島委員長

- ・ 事務局で論点を作業表に落とし込み、回数の概算を出して頂きたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 最終報告の体裁や前文、市民意見の載せ方等も検討しなければならない。

#### ○事務局

- ・ スケジュールのたたき台を出したい。

#### ○福島委員長

- ・ 今年中には最終報告書を出せる予定である。それよりも早く終わるかもしれないが、10月中に終わることはないことが確認できた。

#### ○中津原副委員長

- ・ 期限までに検討を行うのではなく、必要十分な作業を行うこととなる。

#### ○福島委員長

- ・ 続いて、意見交換会について、今後も継続して開催することは必要か。既に意見交換会は一通り終わったという考え方もあるが、継続させることも考えられる。論点もわかっているので精度を高めることも重要である。

#### ○高橋委員

- ・ 精度を高めることに重きを置くことについて異論はない。ただ、市民への窓は開けておいた方がよい。意見交換会の要望があった際に受けられるのであれば受けた方がよい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 今後、パブリックコメントを行うが、それは自治基本条例の検討委員会の手を離れた後となる。いずれにせよ、中間報告を題材とした意見交換は行ったが、最終報告ができた際に市民に説明する場を持つべきである。細かく行うのではなく、大きな場で説明するイメージである。
- ・ スケジュールが変わるので、最終報告を出す前にそのような場を設けることは時間的には可能である。あるいは、まとめた後に報告するかである。

#### ○高橋委員

- ・ 私が言いたかったのは、これまでの出前意見交換会のスタンスである。積極的にこちらから意見交換の場を設定するのではない。

#### ○堀越委員

- ・ 最終報告をまとめるまでは高橋委員に賛成である。しかし、最終報告を出した後、パブリックコメントを行う前に、パブリックコメントを多く出してもらうために説明したい。説明の回数を多く設けるのではなく、大きな場で説明するイメージである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 一方的な説明となるが、意見があればパブリックコメントで出してもらう。最終報告提出後であれば修正はできない。

#### ○福島委員長

- ・ 意見交換というよりは広報の役割である。
- ・ 中間報告への意見は多く頂いているので、その内容を精査しながら精度を高めていく。出前意見交換会への要望があれば説明をしに行く。これまでのような市民意見交換会は開催しないということによいか。

#### ○事務局

- ・ 9月議会の総合政策委員会で、議員から質問があった。内容は、市民への周知をもっとするべきではないか、というものであった。
- ・ これに対しては、「今後、委員会から最終報告が市長に提出された後は、庁内で条例素案を精査し、条例素案を作成する。その上で議会への説明やパブリックコメントを行い、最終的に議会に提出する。しかし、自治基本条例については、より多くの市民に理解していただくことが重要であり、執行部としても議案提出までに市民から意見をもらう等、周知に取り組みたい」と答弁した。

#### ○福島委員長

- ・ 執行部でも周知に取り組んでもらえるということである。
- ・ 各チームから報告はあるか。

#### ○細川委員

- ・ 広報チームについては特にない。今後は最終報告の発表会や執行部の動きにあわせて取り組んでいかななくてはならない。

#### ○福島委員長

- ・ 議事は以上である。

### 4 閉会

#### ○事務局

- ・ 次回は、10月11日（火）に開催する。会場は決まり次第連絡する。そこで最終報告に向けた論点と今後の進め方のたたき台を示したい。
- ・ その次は10月17日（月）、25日（火）、31日（月）は、アンケートを見る限りでは開催可能である。毎週の開催は難しいかもしれないが、10月に3回程度は開催したい。

#### ○渡邊委員

- ・ 参加するメンバーが固定されている。今の日程は8～9割の委員が参加できる日程を選んでいるのか。

#### ○事務局

- ・ 参加できない委員が少ない日を選んでいる。

#### ○渡邊委員

- ・ 過半数に足りているだけの判断か。

#### ○事務局

- ・ それは前提である。その中で、参加できないメンバーが少ない日を選んでいる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 8～9割の委員が参加できる日程だけを選んでいると開催できない。

#### ○渡邊委員

- ・ 参加する委員が固定されている。よりよい自治基本条例を策定するために委員自らが手をあげたにもかかわらず、現在のような状況になっている。今後まとめていく上で、どのようにすればよいか。委員会が盛り上がらなければ市民が盛り上がるはずがない。最終的に気持ち良く形にするために盛り上げていかなければならない。普通の市民では内容的にわからない部分もあるが、それぞれ意見もあるはずである。出席率が悪いのは時間がないからだけなのか。

#### ○事務局

- ・ 1年以上続けているので、中には仕事の状況が変わってしまっている委員もいる。

#### ○渡邊委員

- ・ 月・火と決めることにより、参加できない委員を排除することにならないか。

#### ○事務局

- ・ 参加予定であっても当日欠席になることも多い。

#### ○染谷委員

- ・ 参加したくてもできないのだと思う。
- ・ 事務局にはなるべく多く集まる日を設定してほしい。

#### ○事務局

- ・ 皆さんから提出いただいた日程アンケートを見て設定している。事務局の都合で設定しているわけではない。

#### ○内田委員

- ・ 渡邊委員の意見に賛成である。なるべく多く会議に参加してもらいたい。公募市民も参加しようとして応募したはずである。会議は10分前に席に着くという教育を自分は受けている。

#### ○染谷委員

- ・ それは事務局の責任ではない。

#### ○福島委員長

- ・ 仕事がある委員は大変かと思うが、調整をお願いしたい。

#### ○事務局

- ・ 今後は10月11日（火）、17日（月）、25日（火）、31日（月）を予定しておいてほしい。進め方とあわせて調整する。